

# いじめ防止基本方針

## I 学校いじめ防止基本方針といじめ防止等の対策のための組織

### 1 いじめの防止と学校教育目標との関連

本校の学校教育の基本目標は、「確かな学力と、豊かな心を持ち、ねばり強さと郷土を愛する精神に富む、心身ともに健全な児童を育成する」である。また、具体目標は次の通りである。

「知」 進んで学習する子

「徳」 思いやりのある子

「体」 ねばり強くがんばる子

本校では、具体目標にある「思いやりのある子」を育てるということと関連させて、いじめ防止に取り組んでいこうと考える。

### 2 目指す児童像

目指す児童像は、人を思いやり大切にできるだけでなく、自己有用感や自己肯定感を持ち自らもよりよくなろうという、「**自他ともに大切にしようとする児童**」である。

### 3 いじめの定義といじめ防止等の対策に関する基本理念

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童が一定の人間関係にある他の児童が行う心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

#### (2) いじめ防止等の基本理念

いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子にも起こり得るものである。そのことを踏まえ、本校では、全校児童と全職員で、「いじめは基本的人権の侵害であり、いつ・いかなるときも、誰に対しても断じて許されるものではない」ということを共通理解する。本校ではその認識のもと、家庭・地域社会・関係諸機関と連携し、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

### 4 いじめの防止等の対策のための組織について

いじめ防止等の対策のための組織「**校内いじめ防止委員会**」を設置する。

#### < 構成員 >

校長 | 教頭 | 教務主任 | 生徒指導主任 | 低学年ブロック代表 | 中学年ブロック代表  
高学年ブロック代表 | 特別支援学級代表 | 養護教諭 | 教育相談  
スクールカウンセラー PTA会長

#### < 組織の主な役割 >

- ① いじめの未然防止から対応に至るまでの指導に関すること
- ② いじめ防止に向けた職員の資質能力向上のための校内研修に関すること
- ③ 年間計画に位置付けられて行われる取組の企画・実施や有効性の検証
- ④ 「学校いじめ防止基本方針」の作成・見直し

#### < 開催 >

- ① 月1回を定例会（生徒指導委員会と同時開催）とする。定例会は、□で囲まれた構成員とする。なお、いじめ事案発生時は緊急開催とする。
- ② 学期に1回、定例会にスクールカウンセラーを加え、学校のいじめの対応等について有効性を検証する。
- ③ 学期に1回、PTA実行委員会において、いじめにかかわる現状と防止等のための対策について、学校とPTAで共通理解する。

## Ⅱ 未然防止にむけた取組

### 1 居場所づくり

教職員が児童のために、「安心感」「自己存在感」「満足感」をもたせることができる場所や機会を準備し、いじめが起こりにくい土壌をつくる。

#### (1) 学習指導の充実

- ①全員が参加できる授業の具現化（分かる授業、楽しい授業）
- ②授業中の生徒指導の充実（自己存在感、共感的人間関係、自己決定の場）
- ③児童の考えや発言を大切にする授業の具現化（教師の賞賛、異なる考え・意見の尊重、児童相互の認め合い）

#### (2) 環境づくり

- ①教室環境の整備（児童が所属感をもてる掲示の工夫やいじめ防止のポスター掲示等）
- ②教育相談教室の整備（児童の話を受容的に聞けるような教室環境の整備）
- ③学校全体の環境整備（いじめ防止コーナーの設置等）
- ④言語環境の整備（コミュニケーション能力の育成）

#### (3) 人権教育の充実

- ①教職員・児童生徒の人権尊重の雰囲気づくりの推進（朝礼、朝や帰りの会での話）
- ②人権週間の取組の発展的な継続（人権集会、人権標語の作成など）

#### (4) 道徳教育の充実

- ①学校の教育活動全体で、道徳性（自他を大切にする心情）を育むという共通理解の徹底
- ①道徳の時間にいじめの未然防止を意識した授業実施（価値項目としては規範意識、友情、思いやり、協力、自主性、感謝、誠実、公正公平、親切、勇気など）

### 2 絆づくり

児童が主体的に行う活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感・自己肯定感」を高められるような場と機会をつくり、いじめに向かわない児童を育成する。

#### (1) 横の絆づくり

##### ①学級活動における取組

- いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止の解決方法等について話し合い、学級全体や個人でいじめに対する考え方と具体的な取組を決定し、実践する。
- 係活動を通して、互いの活動のよさを認めたり感謝したりする機会を設ける。

##### ②朝や帰りの会における取組

- よいところさがしの推進（学活でのよいところ発表等の推進）

#### (2) 縦の絆づくり（縦割り活動）

##### ①学校行事での取組

- 運動会等の全校での集団活動を通して、互いを思いやったり、共に協力し合ったりするなどの望ましい人間関係の構築を図る。
- 児童一人一人が活躍できる場をつくり、児童の自己有用感や自己肯定感を育てる。

##### ②児童会活動での取組

- 専門委員会活動を通して、異学年で協力して学校生活をよりよくしようという意識の向上を図る。また、それぞれの活動のよさを認めたり感謝したりする機会を設ける。

##### ③クラブ活動での取組

- 異年齢集団による活動を効果的に展開することを通して、リーダーシップやメンバーシップを意識させるとともに、役割分担の必要性やみんなで一つのものをつくり上げる喜びを味わわせる。

##### ④朝の活動での取組（ふきわれタイム）

- 学期に2回程度、6年生が考えた遊びを縦割り班で行う異学年の交流の機会を設けることで、望ましい人間関係の構築を図る。

### 3 学校・家庭・地域等の体制づくり

学校の指導体制を充実させ、家庭・地域・関係機関の理解と協力を得て、児童の健全育成に取り組む体制づくりを強化する。

#### (1) 学校体制づくり

##### ①教職員の見守る目

○全職員で、日頃から児童の様子をしっかりと観察し、よい表れやよい行動を積極的に認めたり、具体的な言葉がけをしたりする。(授業中・休み時間の観察等)

##### ②教職員同士の連携

○児童の家庭環境や友人関係、生活の様子等について職員会議、校内生徒指導委員会で情報交換し、組織的な指導や支援ができるようにする。

○養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等と情報を共有できるようにする。

#### (2) 学校・家庭・地域の連携づくり

##### ①学校からの積極的な発信

○学級だより、学校だよりにより、児童の様子を発信

○PTA総会、実行委員会、学級懇談会の場における児童の様子発信と情報交換

○学校評議員会における学校からの児童の様子発信と情報交換

##### ②学校・家庭・地域との連携強化

○利根中学校と児童生徒にかかわる情報交換の実施

○最寄りの交番との児童にかかわる情報交換

## III 早期発見にむけた取組

### 1 いじめ発見の手だて

#### (1) 担任教師と児童の日常の交流を通じた発見

##### ①朝や帰りの会、授業中等の観察

出席をとるときの声や表情、健康観察、保健室等での様子をよく観察する。

②生活ノートなどから交友関係の実態や悩みを把握する。

③担任と児童による定期面談を行い、教室では話せない悩み等を話せる機会を作る。

#### (2) 複数の教員の目による発見

①多くの教職員が様々な教育活動を通して児童にかかわることにより、発見の機会を多くする。

②休み時間、昼休み、放課後における児童の様子を計画的に巡視する。

#### (3) 生活アンケートによる発見

いじめの内容だけでなく、他の児童のよさも調査できる生活アンケートを月1回程度実施し、いじめ防止委員会で分析等を行う。

### 2 情報提供による発見

#### (1) 児童からの情報提供による発見

本校の児童は休み時間や放課後に異学年で遊ぶ姿が多く見られる。他学年の児童とも交流ができる良さを認め、大切にしていける必要がある。全校児童に対し、他の児童のよさやよい行動、あるいはいじめにつながる行動があったら、積極的に教師に伝えるよう促す。その際に、いじめを訴えることは、人権を守ることににつながる立派な行動であることを指導しておく。

#### (2) 保護者や地域からの情報提供

①学年保護者懇談会等において、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知しておく。

②いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えには耳を傾ける。

③家庭訪問や教師と保護者との二者面談を実施し、学校ではみられない児童の様子について、情報提供してもらおう。

### 3 学級内の人間関係の客観的な把握

学級の人間関係等について、教師間の情報交換や各種調査(【学級の雰囲気と自己肯定感を把握する質問紙】等)による点検を、必要に応じて実施する。

## IV 早期解消にむけた取組

- 1 児童から、いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- 2 いじめの事実が確認された場合は、「校内いじめ対策委員会」を開き、対応を協議する。
- 3 いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。また、傍観していた児童への指導を行う。
  - (1) いじめを受けた児童への対応
    - ①基本的な姿勢
      - 徹底していじめられている児童の見方になる。
      - 児童の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。
    - ②対応  
事実の確認→支援の実施→経過観察
  - (2) いじめを行った児童への対応
    - ①基本的な姿勢
      - いじめを行った背景は理解しつつ、行った行為に対して毅然とした指導を行う。
      - 話しやすい話題から入りながら、うそごまかしのない事実確認を行う。
    - ②対応  
事実の確認→指導の実施→経過観察
  - (3) 傍観していた児童への対応
    - ①基本的な姿勢
      - いじめは、学級や学校の重大な問題として対応する。
      - いじめ問題に、教師が児童と本気で取り組んでいる様子を示す。
    - ②対応  
事実確認→指導の実施→経過観察
- 4 いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- 5 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 6 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

## V 重大事態への対応

- 1 重大事態の定義（「いじめ防止対策推進法」より）
  - (1) いじめにより児童の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
  - (2) いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
  - (3) 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
- 2 重大事態に対しては関係機関と連携を図り、速やかに次の対処を図る。
  - (1) 重大事態が発生した旨を、沼田市教育委員会に速やかに報告する。
  - (2) 沼田市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
  - (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査（アンケートや聞き取り）を実施する。
  - (4) 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
  - (5) 法を犯す行為が認められるときには、沼田市教育委員会と連携の上、警察等に相談して協力を求める。

※被害者の安全を確保するため、複数の教職員が間断なく見守る体制を構築したり、保護者との連絡を密にしたりして、積極的に被害者の状況を把握する。

## Ⅵ いじめ防止に関する年間計画

目標	児童一人一人がいじめを自分のこととして考え、いじめ防止に向けた活動に取り組もうとする自主的、実践的な態度を育てる。	
年間を通した取組	あいさつ運動	企画委員会を中心にあいさつ運動を行う（5月・7月・12月はのぼり旗設置）。
	縦割り活動	上級生が下級生の面倒を見ながら学校行事等を行う。
	サブテーマの設定	自校の課題を踏まえて、いじめのない学校にするためのサブテーマを設定し、いじめ防止活動に取り組んでいく。
月	具体的な取組	指導上の留意点
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第1回校内いじめ防止対策委員会</li> <li>・本校におけるいじめ対策、組織等について共通理解する。</li> <li>○いじめ防止ポスターの掲示・活用（県教委作成）</li> <li>・教室に掲示し、いじめ防止に対する意識を高める。</li> <li>○1年生を迎える会</li> <li>・1年生には入学の喜びを、上級生には歓迎の気持ちを実感させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会の設置は初めてなので、そのねらい、組織を十分な理解を図る。</li> <li>・自校の特色である縦割り活動を児童に意識させる。</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎いじめ防止強化月間①</li> <li>○第1回代表委員会にて「いじめ防止月間の目標」を確認し、各学級で周知する。</li> <li>○子ども面談 担任と児童による二者面談を行う。</li> <li>○沼田市・利根小学校のSNSルールを周知し、それを踏まえて各家庭でのSNSルールを考える機会を設ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめ防止月間の目標」を確認し、学校全体で取り組む意識を持たせる。</li> <li>・沼田市や学校のSNSルールを確認し、各家庭でルール作りに取り組む。</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎いじめ防止フォーラム（各校の取組について情報を共有し、理解を深める。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SNSの使い方や言葉遣いの振り返りを通し、相手意識を持って生活することの大切さを感じさせる。</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎沼田市いじめ防止強化月間</li> <li>○第2回代表委員会にて「いじめ防止フォーラム」のテーマの確認検討といじめ防止月間の取り組みについて振り返りを行う。</li> </ul>	
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止活動の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止月間①の活動の取組を振り返り、意見を出し合うことにより、今後の取組の一助とする。</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回代表委員会で、いじめ防止強化月間①での取組の結果やいじめ防止フォーラムの報告を企画委員が行い、情報を共有する。また、いじめ防止強化月間②の取組について周知する。</li> </ul>	
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第2回校内いじめ防止対策委員会</li> <li>・いじめ防止活動の取組の様子を振り返り、今後の活動について検討する。</li> <li>○子ども面談 担任と児童による二者面談を行う。</li> </ul>	
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎いじめ防止強化月間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権週間と関連させることにより、児童の人権感覚を高めながら、思いやりの心を育ててく。</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権講話の実施 ○いじめ防止に係わる道徳等の指導の実施</li> <li>○親子人権標語の作成</li> <li>・親子人権標語の作成の呼びかけを行い、家庭で人との関わりについて考える機会を設ける。また、提出された標語は学級掲示や校内放送で共有する。</li> <li>○思利根活動の実施（友達のよいところさがし）</li> </ul>	
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎市小中学校いじめ防止子ども会議（1/2/3 児童2名 職員1名）</li> <li>・いじめ防止に関わる取組の実践発表、意見交換会を行い、いじめの未然防止について理解を深める。</li> <li>○第3回校内いじめ防止対策委員会（今年度の取組の成果と課題、助言）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止会議で、本校の活動を分かりやすく発表できるよう、配慮する。</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童集会 ・本校の取組及び他校の取組を企画委員が発表する。</li> <li>○子ども面談 担任と児童による二者面談を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他校の取組を紹介することにより、いじめ防止についての理解を深めると課題について共通理解を図る。</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○6年生を送る会、卒業式</li> <li>・卒業生に感謝の気持ちを持ち、よりよい学校をつくろうとする意欲を高める。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○振り返り</li> <li>・1年間の活動を振り返り、次年度へつなげる。</li> </ul>	